

国立大学法人奈良教育大学教職員懲戒規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年4月22日規則第42号

改正 平成18年3月24日規則第34号

改正 平成20年5月23日規則第52号

改正 平成27年2月27日規則第11号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学に勤務する教職員の懲戒については、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

(懲戒の原則)

第2条 教職員は、役員会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 大学教員については、役員会の審査をするに当たり、教育研究評議会の議を経ることとする。

3 懲戒処分は、教職員就業規則第43条各号に掲げる事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これをする事はできない。懲戒事由が設けられる以前に行った行為に対しても同様とする。

4 懲戒処分は、同一の行為に対して、重ねて行うことはできない。

5 懲戒処分は、同じ程度に違反した行為に対して、教職員就業規則第44条各号に掲げる懲戒の種類、程度が異なってはならない。

(懲戒処分の量定)

第3条 量定の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

一 非違行為の動機、態様及び結果

二 故意又は過失の程度

三 非違行為を行った教職員の職責及びその職責と非違行為との関係

四 他の教職員及び社会に与える影響

五 過去の非違行為の有無

六 日頃の勤務態度や非違行為後の対応

2 量定については、別紙の「懲戒処分標準例」による。ただし、個別の事案の内容によっては、懲戒処分標準例に掲げる量定以外とし、次に掲げる事項を参考に、標準例に掲げる量定より重いもの又は軽いものとする場合もあるものとする。

一 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて

て重大であるとき

- 二 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
 - 三 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
 - 四 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
 - 五 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
 - 六 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - 七 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- 3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例に掲げる取扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

(審査等)

第4条 学長は、所属する教職員に係る審査事案（ハラスメント事案を除く。）が発生したときは、速やかに役員会において事実関係の調査、処分の検討を行うものとする。

(懲戒処分書及び審査決定書の交付)

第5条 懲戒処分は、教職員に懲戒処分書及び審査決定書を交付して行わなければならない。

(懲戒処分の効力)

第6条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書及び審査決定書を教職員に交付したときに発生するものとする。

- 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき教職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもってこれに替えるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(施行日前の行為に対する経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日以前における教職員の行為が、教職員就業規則第43条に定める懲戒の事由に該当するときは、当該行為に対して同規則第44条に定める区分に応じた懲戒に処する。

(施行日前の懲戒の効果に関する経過措置)

- 3 この規則の施行日の前日以前において国家公務員法（昭和22年法律第120号）第

82条の規定による懲戒処分とされた者で、その処分の効果が施行日以降においても及ぶ懲戒処分とされたものについては、当該処分を教職員就業規則第44条に定める懲戒の区分とみなし、特に発令がされない限り、なお従前の懲戒処分の効力を維持する。

附 則（平成17年規則第42号）

この規則は、平成17年4月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第34号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第52号）

この規則は、平成20年5月23日から施行する。

附 則（平成27年規則第12号）

この規則は、平成27年2月27日から施行する。

懲 戒 処 分 標 準 例

1. 一般服務関係

(1) 欠勤

- 一 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員は、減給又は戒告とする。
- 二 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員は、停職又は減給とする。
- 三 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした教職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた教職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- 一 暴行により職場の秩序を乱した教職員は、停職又は減給とする。
- 二 暴言により職場の秩序を乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 秩序・風紀を乱す行為

賭博、宗教活動その他これに類する行為により大学内の秩序・風紀を乱した教職員は、減給又は戒告とする。

(8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職種を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員は、減給又は戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続きの怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員は、減給又は戒告とする。

2. 業務上の取扱い関係

- (1) 横領
法人の金品を横領した教職員は解雇する。
- (2) 窃取
法人の金品を窃取した教職員は解雇する。
- (3) 詐取
人を欺いて法人の金品を交付させた教職員は、解雇する。
- (4) 紛失
法人の金品を紛失した教職員は、戒告とする。
- (5) 盗難
重大な過失により法人の金品の盗難に遭った教職員は、戒告とする。
- (6) 器物損壊
故意に職場において法人の設備、器物を損壊した教職員は減給又は戒告とする。
- (7) 失火
過失により職場において法人の設備、器物の出火、爆発を引き起こした教職員は、戒告とする。
- (8) 諸給与の違法支払・不適正受給
故意に法人の規則に違反して諸給与を不正に支給した教職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した教職員は、減給又は戒告とする。
- (9) 法人の金員・備品等の処理不適正
自己保管中の法人の金員の流用等又は備品等の不適正な処理をした教職員は、減給又は戒告とする。
- (10) コンピュータの不適切使用
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適切な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせた教職員は減給又は戒告とする。
- (11) 入札談合等に関与する行為
大学が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。
- (12) ハラスメント
 - 一 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係又はわいせつな行為を行った教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。
 - 二 相手の意に反することを認識の上で性的な言動を繰り返す行為を行った教職員は、停職又は減給とする。
 - 三 相手の意に反することを認識の上で性的な言動を執拗に繰り返し、相手を強度の心的ストレスの重複による精神的疾患に罹患させた教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。
 - 四 相手の意に反することを認識の上で性的な言動行為を行った教職員は、減給又は

戒告とする。

五 性的な画像・文書の掲示、提示行為を行った教職員は、戒告とする。

六 職務上の影響力を利用して、不当な言動等により、修学、就労上の環境を損なう行為を行った教職員は、解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

(13) 公的研究費の不正使用

法令その他本学の規則等に反して公的研究費を使用又はその他不正な手段により公的研究費を受給した教職員は、解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

(14) 研究活動における不正行為

研究成果の発表又はその研究過程において行われた研究データ、調査データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用並びにその行為の証拠隠滅行為を行った教職員は、解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

3. 業務外非行関係

(1) 放火

放火をした教職員は、解雇する。

(2) 殺人

人を殺した教職員は、解雇する。

(3) 傷害

人の身体を傷害した教職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした教職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した教職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物（法人の金品を除く。）を横領した教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(7) 窃盗・強盗

一 他人の財物を窃取した教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

二 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員は、解雇する。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(9) 賭博

一 賭博をした教職員は、減給又は戒告とする。

二 常習として賭博をした教職員は、停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した教職員は、解雇する。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした教職員は、停職又は減給とする。

4. 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

一 酒酔い運転をした教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた教職員は、解雇する。

二 酒気帯び運転をした教職員は、解雇、諭旨解雇、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員は、解雇）とする。

三 飲酒運転をした教職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員又は教職員の飲酒を知らながら当該教職員が運転する車両に同乗した教職員は、飲酒運転をした教職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

一 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員は、解雇、諭旨解雇、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

二 人に傷害を負わせた教職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした教職員は、停職又は減給とする。

5. 倫理規則違反関係

(1) 各種報告書を提出しなかった教職員は、戒告とする。

(2) 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出した教職員は、減給又は戒告とする。

(3) 部下の倫理規則等違反を黙認し、又は隠ぺいした教職員は、停職又は減給とする。

(4) 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けた教職員は、解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。

(5) 利害関係者から不動産の贈与を受けた教職員は、解雇、諭旨解雇又は停職とする。

(6) 利害関係者から金銭の貸付けを受けた教職員は、減給又は戒告とする。

(7) 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けた教職員は、減給又は戒告とする。

(8) 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けた教職員は、停職又は減給とする。

- (9) 利害関係者から無償で役務の提供を受けた教職員は、解雇、諭旨解雇、停職、減給又は戒告とする。
- (10) 利害関係者から未公開株式を譲り受けた教職員は、停職又は減給とする。
- (11) 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた教職員は、減給又は戒告とする。
- (12) 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けた教職員は、減給又は戒告とする。
- (13) 利害関係者から海外旅行の接待を受けた教職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (14) 利害関係者から国内旅行の接待を受けた教職員は、減給又は戒告とする。
- (15) 利害関係者と共に飲食（供応接待を受ける場合を除く。）した教職員は、戒告とする。
- (16) 利害関係者と共に遊技又はゴルフ（遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。）をした教職員は、戒告とする。
- (17) 利害関係者と共に旅行（旅行の接待を受ける場合を除く。）をした教職員は、戒告とする。
- (18) 利害関係者に該当しない事業者等から通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた教職員は、減給又は戒告とする。
- (19) 利害関係者につけ回しをした教職員は、解雇、諭旨解雇、停職又は減給とする。
- (20) 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをした教職員は、減給又は戒告とする。
- (21) 倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした教職員は、減給又は戒告とする。

6. 監督者責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

国立大学法人奈良教育大学教職員の懲戒等の審査手続

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学教職員懲戒規則（平成16年奈良教育大学規則第57号。）第2条に定める役員会における審査は、この手続に定めるところによる。

(定足数及び議決数)

第2条 教職員就業規則第44条に定める処分を議決するには、全役員が出席し、4分の3以上の賛成を得なければならない。

2 前項の議決方法は、役員の無記名投票による。

(役員を除斥)

第3条 役員会が審査につき特別の利害関係を有すると認めた役員は、議決権を行使することができない。この者は、前条第1項の出席役員の数に算入しない。

(審査事由説明書の交付)

第4条 役員会は、審査を行うに当たっては、その教職員に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2 役員会は、審査を受ける教職員が前項の説明書を受理した後14日以内に陳述の請求をした場合には、その教職員に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。

(陳述の請求)

第5条 審査を受ける者が、前条第2項の規定により陳述する機会を請求するには、陳述請求書により行わなければならない。

2 陳述請求書は、正副各1通を提出しなければならない。

3 陳述請求書の記載を変更しようとするときは、すみやかに書面をもって届け出なければならない。

4 陳述請求書には資料を添付することができる。

(措置の決定及び通知)

第6条 役員会は、陳述請求書を受理したときは、その措置を決定し、その結果必要と認められる事項を次条第1項の日時又は第8条第1項の日の少なくとも7日前までに、請求者に書面で通知しなければならない。

(口頭陳述)

第7条 口頭で陳述する場合には、請求者は、役員会が定める日時に出頭しなければならない。

2 前項の日時に正当な理由なく出頭せず、又は出頭していても陳述をしない場合には、

陳述の請求を取り下げたものとみなす。

- 3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日時に出頭することができない場合には、その理由を証明する書類を添付した理由書を提出しなければならない。

(書面陳述)

第8条 書面で陳述する場合には、請求者は、役員会が定める日までに陳述書を提出しなければならない。

- 2 前項の日までに正当な理由なく陳述書を提出しなかった場合には、前条第2項の規定を準用する。
- 3 病気その他やむを得ない理由で第1項の日までに陳述書を提出することができない場合には、前条第3項の規定を準用する。

(陳述請求の取下げ)

第9条 陳述の請求は第7条第1項の日時又は前条第1項の日までは、これを取り下げることができる。

- 2 前項の取下げは、書面によらなければならない。

(調査委員会の設置)

第10条 役員会は、必要があると認めるときは、調査委員会を設置して、事実の審理を行わせることができる。

(調査委員会の構成)

第11条 調査委員会は、学長が指名する者をもって組織する。

- 2 調査委員会は、必要があると認めるときは、外部の者の意見を聞くことができる。

(調査委員会の責務及び権限)

第12条 調査委員会は、公平性、中立性を維持し、その審理を行わなければならない。

- 2 調査委員会は、審理にあたっては、審査を受ける者又はその代理人に十分な反論の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、審査を受ける者又はその代理人の出頭を求めて調査することができる。
- 4 調査委員会は、審理、調査の結果に基づき、審査決定書(案)を作成し、役員会に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、調査委員会に関する事項は、役員会の承認を得て調査委員会が定める。

(教育研究評議会の審査)

第13条 教育研究評議会の審査にあたっては、第2条から第12条の規定を準用することとする。

- 2 教育研究評議会において、審査を受けた者については役員会の審査を省略することができるものとする。

(その他)

第14条 この手続を施行するために必要な事項は、役員会が定める。

附 則

この手続は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第72号)

- 1 この手続は、平成20年9月26日から施行する。
- 2 第13条の規定により第2条第1項を準用する場合は、「全役員が出席し、4分の3以上」とあるのを「評議員の3分の2以上が出席し、3分の2以上」に読み替えるものとする。